

[事案 2022-63] 障害給付金支払請求

・令和 5 年 3 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前発症を理由に、特定障害給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

障害認定を受けたため、平成 27 年 12 月に契約した利率変動型積立保険の生活障害収入保障特約にもとづき特定障害給付金を請求したところ、復活責任開始期前に発生していた疾病と障害認定の原因となった疾病の間には関連性が認められるとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、特定障害給付金を支払うか、平成 28 年 5 月以降の保険料を返してほしい。

(1)復活責任開始期前に発生していた疾病と、障害認定の原因となった疾病の間には関連性が認められず、自分の症状は、約款に定められている「精神障害を原因として公的年金制度の障害年金 1・2 級に認定されたとき」または「保険会社所定の精神障害を原因として 180 日以上継続して入院したとき」に該当する。

(2)自分は、平成 28 年 5 月と 8 月の復活手続に一切関与していない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)復活責任開始期前に発生した疾病と障害認定の原因となった疾病は一連のものであり、関連性が認められることから、申立人の症状には約款該当性がなく、特定障害給付金の支払対象にならない。

(2)復活手続については、当社から必要書面を送付し、適切に対応している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、疾病の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人代理人、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。